

令和5年度

県・市行政と愛産協との懇談会開催

令和5年10月30日（月）午後2時から名古屋国際会議場4号館3階431・432会議室において、愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、豊田市の環境行政に携わる産業廃棄物担当者等と（一社）愛知県産業資源循環協会役員との「令和5年度県・市行政と愛産協との懇談会」が開催され、行政担当者15名、当協会から会長をはじめ役員19名が出席しました。

はじめに、永井会長から懇談会に先立ち挨拶をいただきました。

挨拶では、「6月の線状降水帯により被害のあった豊川市の災害廃棄物処理の支援活動に触れ、災害が発生した場合に備え、日頃から、復旧・復興のため行政機関をはじめとする関係機関との連携を密にしていくことが非常に重要であり、循環型社会の構築に当たっても、行政の皆さんのご理解とご支援がなければ成り立たないと考えていますのでよろしくお願いしたい。」と話がありました。



開会の挨拶をする
永井会長

続いて、愛知県環境局資源循環推進課担当課長の高木貞治氏からの挨拶では、国が令和5年6月に変更した「廃棄物処理法に基づく基本方針」の概要の紹介があり、新たに基本方針に盛り込まれたもののうち、「廃棄物の減量や、リチウム蓄電池等を安全に処理できる体制の構築に係る課題について、当懇談会で皆様と忌憚のない自由闊達な意見交換を行い、お互いの理解や認識を深め有意義で実りあるものとなるよう大いに期待しております。」と述べられました。

その後、懇談会では、産業廃棄物行政に関する6つのテーマについて、県・市の担当者から回答をいただきました。

1. メンテナンスに伴って排出される廃棄物の処理責任について

堀部隆司専務理事から、「主に大手企業が行っているシャットダウンメンテナンス（SDM）の際、配管カバー、断熱材、部品などの廃棄物の処

理責任は誰になるのか。SDMが建設工事に当たるのであればメンテナンス業者が元請業者になるが、実態としては、メンテナンス業者は企業とメンテナンス契約をしているのみであるため、メンテナンスの際に発生した廃棄物は発注者である企業が処理しているのが現実である。愛知県からはメンテナンスに伴って外したカバーなどを元に戻せず廃棄物となるのであればメンテナンス業者が元請業者になるとしています。いずれの場合も廃棄物は適正に処理されているが、愛知県及び各政令市の考え方をご教示願います。」と説明がありました。

愛知県からは、「まず、建設工事に伴う廃棄物につきましては、環境省通知により排出事業者が元請業者となることが明記されていますが、建設工事に該当しないメンテナンス事業等により排出される廃棄物については、排出事業者が誰になるかについて明記されているものはありません。SDM内で取り扱った交換部品について、部品交換業務の中で発生した廃棄物である場合、排出事業者はメンテナンス業者となります。その一方で、メンテナンス契約の内容によっては、発注者はメンテナンスの役務の提供のみを受け、使用済み部品は発注者が管理し、排出者となる場合も考えられます。このような場合は、メンテナンス契約において、業務内で発生する交換部品等の排出事業者責任の所在及び費用負担についてあらかじめ定めておくことで、どちらが排出事業者となるか、整理しておくことが望ましいと考えております。」と回答がありました。

堀部専務理事からは、「建設工事の中で、メンテナンス工事というのが、建設業の許可がいる工事であれば、メンテナンス業者が元請業者になる。そういうご回答でしたでしょうか。」と確認がありました。

愛知県からは、「建設業者が建設工事として受けていただければ、元請業者さんが排出事業者になっていきます。」と回答がありました。

永井会長からは、「今の質問の回答に関して質問ですけど、もともと大きな製造関係の会社があって、シャットダウンメンテナンスSDMという工事があるのです。その工事から出る廃棄物が、これは全部が建設廃棄物という愛知県の捉え方で指導しているという話を聞いたものですから、疑問を持ちましたので議題とさせていただきました。



愛産協 堀部専務理事



愛産協 中野副会長



愛産協 新美副会長



愛産協 永井弘児理事



愛産協 土田理事



愛産協 山本浩也理事

当然、装置を止めて全施設のメンテナンスをします。そこから出る廃棄物は元請の廃棄物だから、発注者、施主が排出者になり得ないような指導をされているということだったので、そこは何か愛知県、先ほどメンテナンス工事に対する廃棄物と、メンテナンスのみの役務の提供から出る廃棄物などいろんなことを特定の場合があると言ってきたのですが、なぜわざわざそういう指導をされているのかという疑問があったので、この場で皆さんの意見を聞きながら回答していただくといいなと思って提案しています。」と話がありました。

愛知県からは、「環境省通知の中でも、基本的には、建設工事では元請業者が排出事業者になると書かれているが、建設工事に該当しないメンテナンス事業については、排出事業者が誰になると明記されていないというところもあり、我々としても実態に合わせた形で排出事業者を定めていくことになるため、建設工事という形で受注されるようになると、元請業者が排出事業者になってくると思う。それ以外の場合については施主さんを配慮する可能性もあり得ると思うので明確にお答えするのは現時点では難しい。」と回答がありました。

永井会長からは、「今おっしゃられたことは理解できるのですが、県の職員からSDMをやっている工事の場所で、ここから出るものは全部建設工事の廃棄物だから、施主がそのメンテナンスからでた廃棄物を排出するようなことはダメだという指導がされた経緯があったので、議題とさせていただきます。我々が扱う建設廃棄物を不法投棄されることなく適正に処理されるために何とかしないといけないということで、国と一緒にいろいろなことを考えた結果が廃棄物処理法第21条の3で建設工事の排出事業者は元請業者となったのですけれど、それは廃棄物の適正処理を確保するための内容であって、排出事業者がわからないような状況で元請業者だ、発注者だと言うのではないということは理解をしていただきたいと思いますし、そういう指導をお願いしたいというふうに思っています。」と説明がありました。

堀部専務理事からは、「メンテナンスを建設工事として行うのであれば当然、排出事業者は元請業者になる。メンテナンス契約で役務の提供のみであれば発注者になるということで、それをはっきり契約上で示しときなさいというのが愛知県の

考えということですね。」とまとめがありました。

名古屋市からは、「建設工事に該当しないメンテナンスから廃棄される廃棄物はその廃棄物の占有者となり得る事業者が排出事業者となります。発注者の方が自身の所有物を排出するとみなす場合は、発注者の廃棄物であると言えますが、メンテナンス業者がメンテナンスに伴って排出した廃棄物であるとみなす場合は、メンテナンス業者の廃棄物であると言えます。つまりは、発注者もメンテナンス業者もどちらも排出事業者となり得るため、事案ごとに双方でご相談いただき、どちらが排出事業者となるかを決める必要があるものと考えます。」と回答がありました。

豊橋市からは、「シャットダウンメンテナンスが廃棄物処理法第21条の3第1項に規定する建設工事に該当する場合は、排出事業者は工事の元請業者であるメンテナンス業者になると考えます。建設工事に該当しない場合は、メンテナンス事業において産業廃棄物を発生させたメンテナンス業者または設備や建物を支配管理する所有者または管理者が排出事業者になる場合があると考えます。この場合は契約において産業廃棄物の排出事業者責任の所在及び費用負担について予め決めておくことが望ましいと考えます。」と回答がありました。

岡崎市からは、「シャットダウンメンテナンスが廃棄物処理法で定める建設工事に該当するものであれば、当該工事を請け負った業者の廃棄物と判断されると考えます。なお、廃棄物処理法第21条の3の規定は、建設工事に伴って生じる廃棄物の処理責任を、元請業者とすると明記しているものであって、実態の契約がメンテナンスの名目であるか否かを問わず、当該請負契約の内容が建設工事に該当するか否かにおいて判断されるべきと考えます。ただし、建設工事に該当するか否かについては、実際の業務内容のほか当該契約内容等をもって確認することがほとんどでありますので、廃棄物処理法上として指導事項ではないものの処理責任を明確にする意味でも、請負契約に際しては適切な業務内容による契約をすることが望ましいと考えます。」と回答がありました。

一宮市からは、「皆様とほとんど一緒ですが、まず、排出事業者が当該メンテナンス工事が廃棄物処理法第21条の3第1項に該当する建設工事かどうか、誰の事業活動に伴って発生したものか、一貫的な処理ができるものか等を考えて、その



愛産協 鬼頭理事

愛知県資源循環推進課
高木担当課長愛知県資源循環推進課
服部主査愛知県資源循環推進課
三輪室長補佐名古屋市廃棄物指導課
河野課長名古屋市廃棄物指導課
米山係長

結果発注者である企業またはメンテナンス事業者が排出事業者になるというふうに考えております。メンテナンスに伴う部品等の交換により生じた廃棄物の場合、基本的には、メンテナンスという事業活動に伴って発生したものであり、反復継続してメンテナンスを実施しているメンテナンス業者が一括して適正な処理ができると考え、メンテナンス業者が排出事業者となるものと判断します。」と回答がありました。

豊田市からは、「シャットダウンメンテナンスは、廃棄物処理法の第21条の3第1項に該当する建設工事に当たる場合は、メンテナンス業者が元請業者。建設工事に当たらない場合は、メンテナンス業者または元請業者、設備の所有者、管理業者のいずれも排出者となる可能性があると考えます。建設工事に当たる場合は、発注時に誰が排出者となるか、事前に契約書等で取り決めを行っておくことが望ましいと考えます。」と回答がありました。

堀部専務理事からは、「建設工事でなければメンテナンス業者は排出事業者にはならないということですが、メンテナンスの中でもいろいろな部品が出ていたりするので、そのあたりは契約の中でしっかり誰がというのを定めておいてほしい。いろんな事例の契約に当たってこれがメンテナンス契約なのか、建設工事なのかとはっきりした上で判断をしていくということ。」で良いか確認がありました。

永井会長からは、「全体の不適正処理事案の70%が建設廃棄物だということで、建設廃棄物であっても本来は施主、発注者は排出者になるべきだと私は思っているのです。そのほうが、廃棄物の不適正処理はなくなる。この廃棄物処理法第21条の3に関しましては、建設業界が下請け、孫請けと重層構造になっていて、廃棄物の処理責任が分からなくなっているということが問題だということで、こういう法律が作られたのです。」と説明がありました。

堀部専務理事からは、「出先機関の方のお答えは、若干、決めつけのような言い方をされたので、出先機関までしっかり考え方を統一していただけるように、よろしく願いしたい。」と要望がありました。

2. 中間処理業許可の「選別」の扱いについて

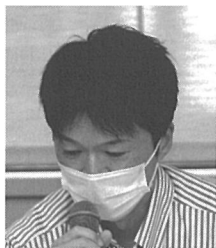
堀部専務理事から、「選別は廃棄物処理には欠

かせない行為ですが、手選別のみでは中間処理業の『選別』の許可を得られない状況です。愛知県内では、ベルトコンベア、磁選機等の施設があれば手選別していても『選別』という中間処理業の許可を取得することができますが、他都道府県等の中には『選別』は破碎等の前処理として扱い、選別のみでは中間処理業の許可を得られない都道府県等があります。ついては、循環型社会を構築していく上で選別は重要な工程ですので、愛知県及び政令市における手選別を含めた選別許可の考え方を改めて確認させていただくとともに、選別許可の考え方を全国的に統一すべく国への働き掛けを要望します。」と説明がありました。

愛知県からは、「廃棄物処理法施行規則で、処分業の許可の基準として、その処分を業として行おうとする産業廃棄物の種類に応じ、当該産業廃棄物の処分に適する処理施設を有することと規定されています。そのため、本県では、ベルトコンベア、投入装置、磁選機などの機械設備で構成される施設を用いて、混合廃棄物を品目ごとに選別する行為に対しては産業廃棄物処分業の選別の許可をしているところです。ただ、これらの施設を使用せずに人の手や道具のみで混合廃棄物の選別を行ったり、異物や有価物を除去する行為は収集運搬業の積替保管として取り扱っており、処分業としては認めておりません。国への統一的な働きかけについては、産業廃棄物処理業の許可に関する事業は基本的には、許可権者である各自治体の判断に任されているところであり、選別処理の許可についても各地域の実情に応じて自治体が判断すべき事項であると考えており、現時点では、国に対して要望をする予定はありません。」と回答がありました。

名古屋市からは、「選別行為は、廃棄物のリサイクル、減量に関して重要な役割を担っていると考えております。選別には様々な形態があるということも認識しており、本市では手選別についても収集運搬業、積替保管の事業範囲として認めておりまして、機械による選別は中間処理業の範囲として取り扱わせていただいております。全国的に取扱いを統一することにつきましては、まず本日の県下の自治体の皆様方のお考えをお聞かせいただき、それを踏まえて対応、検討したいと考えております。」と回答がありました。

豊橋市からは、「廃棄物処理法第14条で中間処理業の許可を申請した業者は、その事業の用に



名古屋市廃棄物指導課
長谷川係長



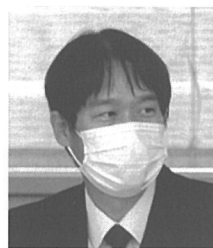
豊橋市廃棄物対策課
伊藤課長



豊橋市廃棄物対策課
長坂主査



岡崎市廃棄物対策課
太田課長



岡崎市廃棄物対策課
金田主任主査



一宮市廃棄物対策課
星野課長

供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ継続して行うに足るものとして、環境省令で定める基準に適合するものであることが許可基準となっておりますので、手選別のみでは許可基準を満たさないと考えます。」と回答がありました。

岡崎市からは、「中間処理業許可における処分行為について、処分とは、廃棄物を物理的・化学的または生物学的な手段によって形態、内容等について変化させることを指すため、例えば磁選機等の機械を用い、物理的な作用によって分ける行為であれば、中間処理業許可の選別としています。このことから手選別については廃棄物を積み下ろし、積み込む作業の範疇であることから、収集運搬業許可の積替保管の範疇と判断をしています。」と回答がありました。

一宮市からは、「産業廃棄物処分業許可申請にかかわる施設について、その構造が施設によって取り扱う産業廃棄物の性状に応じた適正な処理ができるものであること、そして稼働後の運転を安定的に行うことができ、かつ維持管理が適正に行えるものであることから、中間処理を行う際には、施設を稼働して使用する必要があると考えております。そのような施設の条件を満たしているものにつきましては、処分業の許可を与えています。なお、中間処理業の選別処理施設を稼働させず、ただ置いてあるだけで手選別を行う処理につきましては、収集運搬業の積替保管の許可を取得するように指導しています。」と回答がありました。

豊田市からは、「愛知県と同様の取り扱いをしています。また、廃棄物処理法施行規則の処分業許可の施設基準にも処理施設を有することと書かれていまして、処分業での選別の許可に関しては手選別への許可はできないと考えております。」と回答がありました。

堀部専務理事からは、「施設を有するというのは定義にあるということですので、手選別で施設を使わずにやる場合には、収集運搬の積替保管であるということになりました。愛知県内では選別の許可をいただいています。私どもの愛知県の周りの県は破碎などの中間処理を伴わない選別の許可を出さないところが結構あります。全国的にそれぞれの考えがあるので、なかなか統一は難しいかもしれませんが、よく知っていただければな、というふうに思っています。」と説明がありました。

永井会長からは、「この選別という行為はカーボンニュートラルの推進で大事な項目なのです。例えば廃プラスチック一つに関してもマテリアルリサイクルからケミカルリサイクル、サーマルリサイクルで、いろいろと分け方が違ってくるのです。本当に選別というのは大事なのです。今年、中部大学の名誉教授で現在、東海大学の副学長になられる細田教授に講演会でお会いし、細田先生が私に選別の許可について質問をしたのですが、細田先生は選別の許可を出さないのはおかしいよねと環境省のところで僕から言うよとのことでした。行政の皆さんも行政会議等で環境省に行ったりする機会があるとお聞きしていますので、ぜひ実態を踏まえながら意見を出していただければと思います。」と意見がありました。

3. 小型充電式電池の産業廃棄物の分類について

堀部専務理事から、「小型充電式電池には、ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池があり、様々な製品に使用されている。また、ニカド電池及びニッケル水素電池には電解液として腐食性廃アルカリが、リチウムイオン電池には電解液として引火性廃油が微量含まれています。愛知県においてリチウムイオン電池は、電解液に引火性廃油が使用されているため、自動車用の大型電池だけでなく、一般家庭で使用されている小型電池についても事業活動に伴って排出されれば、特別管理産業廃棄物として取り扱っている。このため、処理業を行うためには特別管理産業廃棄物処理業許可が必要としています。しかし、県内政令市では産業廃棄物として取り扱っているところもあり、さらには他都道府県等においては自動車用等の大型充電式電池については特別管理産業廃棄物として扱うが、小型充電式電池については処理業者との関係も考慮して産業廃棄物として扱う自治体もあり、その取り扱いがバラバラです。また、小型充電式電池の広域認定については、(一社)JBRCが取得しているが、特別管理産業廃棄物としては取り扱われていない実態があります。さらに、小型充電式電池を特別管理産業廃棄物として扱う場合、小型充電式電池の処分業者の殆どは、産業廃棄物処分業許可しか所持していないため、処分先が限定されることとなり、リサイクルをも阻害することとなっています。については、愛知県及び各政令市における小型充電式電池の取扱いを確認するとともに、小型充電式電池を特別管理産



一宮市廃棄物対策課
北原課長補佐



一宮市廃棄物対策課
野田課長補佐



豊田市廃棄物対策課
青木課長



豊田市廃棄物対策課
柴田主査

業廃棄物として扱う場合は、リサイクルを阻害しないよう、産業廃棄物として取り扱えるよう見直しされることを要望します。」と説明がありました。

永井会長から、「県内の政令市の中でも少し判断が異なっているというところに加えて、愛知県の出先事務所の中でも事例によっては判断が変わるということを少しお伺いしていることもあるものですから、愛知県の中でも出先事務所を含めて統一していただけるとありがたい。県内ではリチウムイオン電池等の希少金属を使った電池から希少金属、コバルトとかそういうものを抜き取って処理をするという業者が今のところ存在していないのかなと、そういう意味では県外に我々リサイクルを目的として処理を出したいと思った時に、この廃棄物の種類の判断の違いによってリサイクルの阻害になってしまうという事例がありますので、その辺をご理解いただいて判断していただくと非常にありがたい。」と補足説明がありました。

愛知県からは、「充電式の電池が産廃として排出される場合、ニカド電池及びニッケル電池については普通産廃の汚泥、廃プラ、金属くず及び特管産廃の腐食性廃アルカリとして判断をしております。また、リチウムイオン電池については普通産廃の汚泥、廃プラ、金属くず、特管産廃の引火性廃油として扱っているところです。ただ、いただいているご意見や他の自治体における取り扱いの状況、他自治体の処分業者における処分の実態

などを踏まえ、現在、県では小型の充電式電池については取り扱いの品目を見直すことを検討しているところです。ただ、小型の充電式電池と言っても、特にリチウムイオン電池は強い衝撃が加わると発火する危険の可能性が非常に高いものではあるので、処理、保管等の取り扱い時の注意事項を排出事業者の方々や処理業者の皆様に対してしっかりと周知を徹底することが重要だと思います。また、今年度中の見直しを目指します。」と回答がありました。

名古屋市からは、「小型充電式電池については普通産廃の汚泥、廃プラ類、金属くずとして取り扱っております。」と回答がありました。

豊橋市からは、「小型充電式電池は金属屑と汚泥の混合普通産業廃棄物として取り扱っています。近年、小型充電式電池は製品に多く使用され、廃棄物となることが増えており、処理業者の方より特別管理産業廃棄物か普通産業廃棄物か県内での取り扱いの違いについて問い合わせもあります。ご提案のとおり、取り扱いが統一されることによって処理が推進されたり、リサイクルが促進されたりするのであれば、望ましい形の一つであると考えています。」と回答がありました。

岡崎市からは、「基本的には愛知県と取り扱いは同様の形になっております。ただ、今回、見直しのご要望に関しましては、検討の余地があるものと考えております。」と回答がありました。

一宮市からは、「愛知県と同じ考え方ですが、

令和5年度 県・市行政と愛産協との懇談会出席者（順不同・敬称略）

愛知県 環境局 資源循環推進課	担当課長	高木 貞治
〃	主 査	服部 翔吾
〃 廃棄物監視指導室	室長補佐	三輪 昌作
名古屋市 環境局事業部廃棄物指導課	課 長	河野 友成
〃	係 長	米山 良美
〃	係 長	長谷川宏樹
豊橋市 環境部 廃棄物対策課	課 長	伊藤 訓子
〃	主 査	長坂こずゑ
岡崎市 環境部 廃棄物対策課	課 長	太田 光之
〃	主任主査	金田 智之
一宮市 環境部 廃棄物対策課	課 長	星野 泰久
〃	課長補佐	北原 篤史
〃	課長補佐	野田 真弘
豊田市 環境部 廃棄物対策課	課 長	青木 誠
〃	主 査	柴田 直紀

一般社団法人 愛知県産業資源循環協会

会 長	永井 良一	理 事	今村 昌根
副 会 長	中野 兼司	理 事	金井 邦剛
副 会 長	新美 三良	理 事	永井 弘児
専務理事	堀部 隆司	理 事	山本 英之
理 事	松井 忠博	理 事	中嶋 久則
理 事	土田 浩通	理 事	天野 晃明
理 事	東久保真弓	理 事	丸本 悦造
理 事	山本 浩也	監 事	鶴山 圭一
理 事	南村 朋幸	監 事	丹羽 庸介
理 事	鬼頭 秀幸		

事業活動に伴って発生した大型電池及び小型電池は特別管理産業廃棄物であるとの認識をしています。やはり引火性廃油ということで、強い衝撃が与えられたときにどうしても古いものや、粗悪品のリチウムイオン電池はやはり発火する危険性もあり、発火の事故が起きているケースもあります。そのようなことも踏まえて、取り扱いについての判断基準や、そのようなものをきちんと整備した上で判断する必要があると考えております。」と回答がありました。

豊田市からは、「特管産廃には含まない形で運用しているのですけれども、業者から特管産廃として取り扱うことに問い合わせがいくつかあり、実態とは合わないということも特に問題だと考えていますので、見解が統一されるのが望ましいなと思っております。今後、見解を統一したいと思っています。」と回答がありました。

永井弘児理事からは、「リチウムイオン電池は発火の可能性があるということで我々も非常に取扱いについては注意をして混合廃棄物を扱っていますけれども、そこに一つでも混ざってしまうと、それが何かの原因で火災になるということで非常に我々は危惧をしながら注意を払って扱っています。逆に言うと、これをしっかりとやっていただくことによって、混合廃棄物に混ぜられるということがなくなっていけばいいなと思っているものですから、そういう制御をしっかりといただいただけると非常にありがたいと思っています。中間処理業において言えば、消防法等の他法令の関連もしっかりと確認をして許可申請をさせていただいていますので、弊社でもそうですけれども、消防局にリチウムイオン電池を扱いたいと言うと、いろいろな制限をかけてご指導をいただくものですから、発火という扱いに関しては消防法でも法律で縛られていくのかな、という様子を考えていますので、できれば廃棄物の種類というところでは我々の望みのように、リサイクルの妨げにならないような可能性があればありがたいと考えています。」と説明がありました。

永井会長からは、「リチウムイオン電池に関しましては、全産連でも環境省の方に喫緊の課題だということで要望を出しています。廃棄物の中に混ざって出されることが原因で火災等が起こっています。我々中間処理業者は、それが混ざり、衝撃が加われば火災が起こるのを知っていますので、最初に話した選別という行為でリチウムイオン電池が入らないように気をつけて選別をしています。」と説明がありました。

4. 産業廃棄物収集運搬業の許可申請及び変更届における車両に関する書類について

堀部専務理事から、「愛知県の『産業廃棄物収集運搬業の許可申請にあたっての注意事項』の『2 車両に関する書類（2）車検証の写し』で、『他人の車両を借用する場合は賃貸借契約書等の写し

も添付してください（名義貸しの内容とならないこと。また、使用権原に制約がなく、1年以上の一定期間継続的に使用できること。）』とされています。業の許可を新規に取得する場合は、業を継続的かつ的確に行うことができることを判断するための資料として、事業計画、車両等の施設や経理的基礎を提出させ、審査されていると考えられます。しかし、収集運搬業においては、許可取得後に、新たな顧客との関係で、許可申請時の車両以外の車両も必要になる場合もあり、この場合、車両取得による経費負担を軽減するため、短期にレンタルで車両を調達せざるを得ない場合がしばしばあります。従前は、1年以上の一定期間継続的に使用できることという規定はなく、車両を変更した場合は、事後10日以内に使用権原等の書類を添付して変更届出を行い受理されていたと認識しています。しかし、いつのまにか車両変更届出の際にも、1年以上の一定期間継続的に使用できることという規定に変更され、これを満たさない車両を使用する場合は変更届出に理由書を添付するよう指導されています。ついては、何故、1年以上の一定期間継続的に使用できることという規定を設けなければならないのかその理由を確認します。また、この規定は、処理業者に余分な負担を強いることとなるため、他に1年以上の一定期間継続的に使用できる車両が存在する場合は、適用しないことを要望します。」と説明がありました。

愛知県からは、「産業廃棄物の収集運搬業許可の要件のうち使用車両については、事業の用に供する施設を継続的に使用する権限を有することが必要です。自己所有ではない車両を使用される場合には、車両の賃貸借契約書などを提出していただくことによって継続的な使用権限を確認しています。収集運搬業の車両の短期間の貸借については、名義貸し又は再委託のおそれがあることから、原則1年以上の継続的な使用権限を有する車両を使用するように指導をしているところです。ただ、短期間の貸借による車両の使用であっても、止むを得ない理由がある場合は、理由書を添付していただいた上で、変更届出書を受け付けています。」と説明がありました。

名古屋市からは、「具体的な期間を定めての運用はしておりませんが、業を継続的かつ的確に行うためには一定期間継続的に車両を使用することができる必要があると考えております。しかしながら、皆様の事業の形態等、特殊な事情等があると思いますので、そちらにつきましては、個別事情を踏まえた上で協議させていただきたいと考えております。」と回答がありました。

豊橋市からは、「車両の使用権限について他人の車両を使用する場合は、賃貸借契約書等の写しも提出していただき、名義貸しの内容とならないこと、また使用権限に制約がなく継続的に使用できることとしており、具体的な期間は定めていません。」と回答がありました。

岡崎市からは、「議題にあるような取扱いとはしておらず、1年以上の一定期間継続的に使用できるか否かを問うような規定にはなっておりません。ただし、許可申請や更新申請等において車両を1台も有さず、業務履行の時だけ短期的に借りるのみの計画であるなど、施設を全く有さないと判断される場合はこの限りではありませんが、そのような事例はありません。」と回答がありました。

一宮市からは、「産業廃棄物収集運搬業における積替保管の保管基準について、1日当たりの平均的な搬出量の7倍を超えないことが基本にあります。短期レンタルの場合、その後、解約したことによって保管計画が事業者の方で乱雑になるのではないかというおそれが想定されます。そのために、一定期間継続して使用できる車両のもと、保管容量の管理を守っていただくという意味で、1年間という規定を定めております。」と回答がありました。

堀部専務理事からは、「基本的に許可申請をして1日7日分を超えない範囲の車両を設定してもらっていますが、その車両も用いた場合には保管基準が崩れるという判断ですか。」と質問がありました。

一宮市からは、「保管容量上限ギリギリまで保管されている事業者の方において、例えば、取扱量が増えてきたので、車両を短期でレンタルし、保管計画の保管容量上限を増加した場合、今度はレンタル車両を解約することによって保管容量上限が減ります。そのような場合、保管容量上限を超過したまま保管されていることも想定されるのではないかと考えております。」と回答がありました。

堀部専務理事からは、「保管計画よりも保管量が増えるのかもしれないですね。」と確認がありました。

一宮市からは、「そのようなことを懸念しており一定期間必要になってくるのではないかと考えております。」と回答がありました。

豊田市からは、「変更届を受付するときには車両について賃貸借契約書等の使用権限を確認しています。特に使用期間制限というのは設けていないということです。」と回答がありました。

堀部専務理事からは、「1年以上継続の規定がついているということですね。」と確認がありました。

豊田市からは、「ありません。使用期間制限を設けていないということです。」と回答がありました。

永井会長からは、「車両の変更というのは、車両を変更して10日以内に変更届を出せばいいという様に認識をしました。ある時、愛知県から1年以上の使用権原を有するというのが出まして、いつからこのように変わったのかという思いがありました。10日以内に、やむを得ない理由で変更し、変更届を提出したら認められないと言われたらどうなるのですかね。変更を要した車を使っ

て10日以内に変更届を出さないといけないのですが、変更届を受け付けてもらうまで、一切使ってはいけないと、やむを得ない理由にならないと言われたらどうなるのですかね。」と質問がありました。

愛知県からは、「やむを得ない理由かどうかについては個別の理由によって判断します。実際にはおっしゃるとおり変更してから10日以内に届け出ただいて、受付はする、ということになります。」と回答がありました。

堀部専務理事からは、「チェックしようがないのではないですか。」と質問がありました。

永井会長からは、「だからまだこんな1年以上の使用権原とか付けなくてもいいような気がするし、実際にやむを得ない理由と言いつつも、特に東京都がレンタル車両は受け付けられないようなことと言っているのです。これも理由を今確認していただきますけれど、後で我々が違反行為をやった場合に罰せられるので、そのような形の曖昧な指導はやはりしてほしくない。愛知県が主導して、一つの方向性を持ってもらいたいな、というふうに思っています。」と要望がありました。

堀部専務理事からは、「質問があるのですが、この1年以上の一定期間の継続的に使用という言葉は、例えば国からの指導ですか。これは愛知県さんが入れられたときに何かそういうきっかけがあって入ったのかどうか、何かそういう議論があったのですか。」と質問がありました。

永井会長からは、「私は本当にこれを知らなかったのです。変えるときに我々に通知はするのですかね。」と質問がありました。

堀部専務理事からは、「協会の方には通知をいただけるのがほとんどですよ。かなり前だと思うのだけど、どういう経緯があったのかというのも私は知りません。しかし、今のところは見直すことは考えていないということと、変更届を出して理由書を添付すればいいということですよ。こういう理由ですよ、というのはなかなか愛知県さん、それでいいとおっしゃるかどうかわかりませんが、ちゃんとしっかり理由を尽くしてくれ、ということですね。」と確認がありました。

永井弘児理事からは、「私は愛知県協会の収集運搬部会の運営委員長をやっており、その関係で全産連の収集運搬部会の委員にも任命されておりまして、その中で意見があったので、もし、教えていただければと思います。今我々愛産協からご提案しているのがレンタカー業者とかそういう形のレンタルの車両の話をしているのですけれども、今実際にこの間、愛知県内の収集運搬部会運営委員の中でも、レンタカーでもない車両、特殊車両がいっぱいあるのですから、そのような車両もいっぱいあるとその時にその車両を保有しているのは同業者である方が多いのですよ。何が言いたいかというと、車両の貸し借りというのを認める方向があるのかなと、それは所有権を何かの契

約で、もちろん二重で所有を持つということはないにしても、その車両が余っている車両をA社がB社に貸すよと所有権を移動するという事で認めていただく可能性があるのか、また、一宮市さんがおっしゃっていたところなのですが、保管基準の場合、保管基準の範囲内であればいいのか等ご検討をいただきますようお願いいたします。」とお願いがありました。

5. 排出事業者の実地確認について

堀部専務理事からは、「令和3年度開催の当懇談会において『コロナ禍における排出事業者の実地確認について』をテーマとしており、排出事業者が産業廃棄物を委託した場合の条例に基づく実地確認の義務付けを、リモートによる現地や書類等の確認を認めるなどの運用をご検討いただきたいと要望したところ、愛知県等から、コロナで実地確認が困難な場合はリモートで実施して、実地確認が可能となった場合に速やかに実地で行うという対応でもやむを得ない、リモートなど代替手段をとることは妨げていない、Webカメラを利用する方法を認める等柔軟に対応したい等の回答がありました。環境省は、デジタル社会の実現に向けて、令和5年3月31日付けで『デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について』の通知を発出しています。この通知の中で、排出事業者の処理状況の確認方法については、『実地赶赴して確認することに限られず、デジタル技術を活用して確認することも可能である。デジタル技術を活用した確認の方法としては、例えば、電磁的記録による許可内容や帳簿等の情報の確認、オンライン会議システム等を用いた処理施設の稼働状況や周辺環境の確認、情報通信機器を使用して産業廃棄物処理業者への管理体制の聴取を行うことが考えられる。…中略…同一の産業廃棄物処理業者に処理を委託している複数の排出事業者が共同してデジタル技術の活用により廃棄物の処理の状況を確認することは妨げられるものではない。』としています。ついては、同通知に基づく愛知県及び各政令市における検討状況を伺うとともに、コロナ禍に限定せずに、条例による実地確認の運用方法の見直しを要望します。」と説明がありました。

愛知県からは、「環境省通知を受けて、愛知県では、実地確認でのデジタル技術の活用方法について、その動向を注視しているところです。条例で義務付けている実地確認における留意点や排出事業者の活動につきましては、排出事業者様用の県条例第7条に関するガイドラインでお示しをさせていただいているところですが、オンライン検査により生ずる新たな課題や留意点等、見直しを検討すべき事項は多岐に渡ると認識しています。今後、オンライン検査を含めた新たな処理状況の確認方法の動向について注視するとともに、検討の余地もあるかと思いますので、先ほど

皆様並びに排出事業者様へのご意見を伺うなどして、その運用方法も含めて議論を深めてまいりたいと考えています。」と回答がありました。

名古屋市からは、「環境省の通知に基づいて、廃棄物の処理が適正に行われていることを実質的に確認することができるのであれば、デジタル技術を活用した確認も可能としております。デジタル技術を活用した現地確認としては通知にもありますが、電磁的記録による許可内容や帳簿等の情報の確認、オンライン会議システム等を用いた処理施設の稼働状況や周辺環境の確認などが挙げられます。ただし、デジタル技術を活用する場合であっても、廃棄物の処理が適正に行われていることを実質的に確認することが必要ですので、デジタル技術の活用では適切な確認ができない場合には実地の確認が必要と考えています。また、本市のウェブサイトにて周知しているところです。」と回答がありました。

豊橋市からは、「原則、県条例により廃棄物の処理を委託する場合における現地確認を求めていますので、愛知県の見解に合わせた対応を取りたいと考えております。」と回答がありました。

岡崎市からは、「愛知県の条例による規定のため、愛知県の見解に合わせた対応を取りたいと思っております。」と回答がありました。

一宮市からは、「県条例ということで県の内容と同等の考え方です。実際に赴かないと、処理能力がない又は不足する処理業者への処理委託等、不適正処理に至る可能性があると考えているためです。デジタル技術の活用は多くの場合、労力・時間・経費の削減が可能となり有用な方法ですが、廃棄物の適正処理を監視する我々としては、可能な限り不適正処理に至る可能性を排除したいと考えております。」と回答がありました。

豊田市からは、「市条例の規則で、産業廃棄物処理業者が運搬や処分を適正に行っていることを的確に把握するために現地確認をする、または自らの責任で、実地調査をしている者から聴取し確認することにより確認を行うものとするのが規定されています。あと、リモート現地確認については、環境省の排出事業者責任に基づく措置に関わるチェックリストの改定に伴って、特に県内自治体で大きな差異が出ないようにしなければならぬと考えているところです。あと、委託先が優良認定を取得されている場合は、条例の中で排出事業者の実地確認を省略するという規定を設けていますので処理業者に対しては優良認定の取得を推奨しているところです。」と回答がありました。

堀部専務理事からは、「今の話は優良認定については当然県と同じで、前段は、例えばリモートでやることについても、一緒に合わせるということですね。」と確認がありました。

永井会長からは、「廃棄物の処理施設の確認というのは、排出事業者に対して廃棄物の処理責任を実感していただくとか、自分の廃棄物をそこをお願いするのに安易をお願いするのではなくて、

きちんと処理ができるかどうかの確認と認識を持っていただく、というところにあるのですね。それと先ほど排出事業者の負担と言いますけれども、我々処理業者の負担もすごく大きいので、行政の皆さんも考えていただきたい。行政として、排出事業者は排出事業者責任を徹底して指導をしていただきたいと思っています。」と要望がありました。

愛知県からは、「まだ個別の排出事業者さんの取組を注視しているという段階でもあり、他の自治体でどのような検討が進められているかというところまで承知しておりませんので、まずは調査をいち早く行い、いろいろと議論を進めていきたいと思っています。」と回答がありました。

堀部専務理事から「建設業協会の土田理事に建設業での状況はどうか」と質問がありました。

土田理事からは、「会員の中で一、二度、試行的にやらせていただいております。処理業者さんともご相談をさせていただいております。こういったことを何回も繰り返してやりまして、確認方法を確実なものとするよう事例を積み重ねています。さらに、一社でなくて複数の会社と一緒にデジタル技術を使うのであれば一度で済みますので、こういった前向きな話をしておりますので、ご検討していただいて、ぜひ我々の愛知県建設業協会もご協力いたしますので、よろしくお願いいたします。」と説明がありました。

6. 行政から産廃業者に対する要望や協力依頼について

愛知県からは、まず、小型充電式電池の取扱いについて、政令市や県民事務所へヒアリングした上で、今後の方針を決め、年度内には処理業者と事業者に変更の方針をお知らせしたいと思っており、協会から県の方針を処理業者に広く周知していただきたい、とお願いがありました。

また、本庁での産廃処分業許可申請等の書類審査において、書類の不備や疑問点があった場合、多くの事業者は、申請等書類を作成した行政書士に補正等の対応も依頼しているようですが、行政書士の中には産廃処理業の経験・知識が浅く補正等に時間を要し、そのため書類審査から許可までに長期間を要しているケースがある。審査期間の長期化防止の観点から、できる限り業界内で産廃処理業に精通している行政書士の情報を共有していただきたい、と要望がありました。

最後に、2023年から愛知県「休み方改革プロジェクト」を進めており、「県民の日学校ホリデー」や「休み方改革マイスター企業認定制度」の創設などの取組により、家族と子どもと一緒に過ごせる仕組みづくり、休暇を取得しやすい職場環境づくりを推進しており、事業者の皆様にご賛同いただき、従業員の方々のワークライフバランスが充実し、生産性の向上、事業の活性化が促進されるよう、この取組へのご理解とご協力をお願いがありました。

名古屋市からは、災害廃棄物処理の関係の要望がありました。

昨年、今年度と災害廃棄物の仮置場の設置を、先日10月17日一緒に行わせていただきありがとうございました。今回の件でもいろいろあったのですが、まず現場ということを行行政としても把握しておくということが重要なことだと思います。特に災害廃棄物はいろんな災害、大雨による災害、台風だったり、特に震災は、直下型とかいろいろなレベルがある中で、仮置場の訓練と一緒にやらせていただき、一番重要だと思うことは、日頃からの信頼関係を築いて顔が見える関係が絶対に重要になってくると思います。誰も想定できない困難な事態についてどの様にして打開していくかというのは、顔の見える関係を築いておかないと時間がかかってしまうというのがあって、今回のいくつかのテーマでも改めて認識させていただいたところです。今回実施した仮置場の設置運営訓練の課題についての検討も進めていく予定です。ぜひ引き続きのご協力をよろしくお願いいたします。

また、名古屋市のデジタル化方針について要望がありました。

行政手続の電子申請化を令和7年度末までに、基本的には電子申請の窓口を設けましょうと全庁動いております。我々も許可申請の手続も含めているところですけれども、如何せん手続がかなり多いということもありますので、正直に言って苦慮しているところでございます。先んじて車両の変更届、定期検査申請ですとか、あるいは添付書類が少ないものについては電子申請化をさせていただいているところですが、申請件数が増えないというところで悩んでおります。業界の皆さんから調査といいますか、例えば手続で電子申請化していただけると助かるとか、そういったご要望がありましたら、今日だけではなくて今後何かの機会でご結構ですので、ご要望いただければ大変助かります。

堀部専務理事から「協会の中で話し合って、まとめさせていただこうと思います。」と話がありました。

豊橋市からは、「先の大雨の際には、愛産協の皆様には早い段階から協力要請がないかお声掛けいただきましてありがとうございました。幸い仮置場を設置することはございませんでしたが、処理困難物の処理を会員の皆様にご協力いただきまして大変助かりました。加えて、9月25日に開催いたしました豊橋市の災害廃棄物の図上訓練には、東三河支部の役員の皆様をはじめ、災害対策特別委員会からも多数ご参加いただきまして、重ねてお礼申し上げます。今後豊橋市におきましても、実地訓練の実施に向けまして準備を進めてまいりますので、引き続きご協力のほどよろしくお願いいたします。」と要望がありました。

岡崎市からは、「岡崎市では6月2日の大雨により一部の地域において浸水被害が生じ、多くの

災害廃棄物が発生しました。今回は仮置場を設置するまでに至りませんでした。その処理において様々な課題が明らかとなり、この解決に取り組んでいくことが必要と改めて認識をしたところがあります。貴協会は重要なパートナーであると認識をしております。特に大規模災害時には我々行政では手が回らないというふうに思いますので、本市からの要請等に応じまして、必要な人員、車両、資機材等の調達について、ご支援とご協力の下さるようお願い申し上げます。もう一つとしましては、7月28日に開催をしました西三河支部の研修会に本市もお招きをいただきました。本市の職員が参加をさせていただきました。参加した職員からは大変興味深い内容であり、廃棄物処理の知見が大変深まったという意見の報告を受けております。今後もこのような機会、取り組みを継続していただけることをお願いいたします。」と要望がありました。

一宮市からは、「災害廃棄物のお話しがでておりますが、貴協会への協力をお願いしたいということでございます。具体的に今回の6月2日の大雨では尾張一宮では特に被害があったわけではございませんが、10年に1度、20年に1度の大きな災害が、毎年のように訪れる時代になっておりますので、何かありましたときには改めてお願いしたく思います。」と要望がありました。

豊田市からは、「6月2日の線状降水帯が少しずれば豊田市でも発生したと考えておりますので、このような有事の際は愛産協さんのお力を借りないといけない場面が出てくると思いますので、ぜひよろしくお願いしたい。来年の4月からあいち電子申請システムによって産業廃棄物処理業の申請、それから届出を全て電子化する予定です。市の処理業者さんには個別に通知させていただきますけれども、ぜひ使っていただければ、と考えております。それから、11月16日から19日に豊田スタジアムでラリーがありますので、ぜひよろしくお願いします。」と要望がありました。

永井会長からは、「デジタル化に向けての許可申請の話は全国産業資源循環連合会としましても国に意見書を出しており、なんとか統一の申請書にしてほしいと要望しています。少なくとも今、名古屋市と豊田市がやっているということですので、愛知県が名古屋市とよく話をされて、県内統一のフォーマットができればいいだろうと思いますので難しいかもしれませんが是非やっていただきたいと思います。行政書士の人が出されている許可申請書類があるということは知っています。他の都道府県協会では賛助会員に行政書士の人たちを入れて、その人たちに教育して申請の手助けをするということをやっている協会もあります。そういうことも考えながら前に進めればと思

います。このような懇談会で我々の考えを知っていただき、それを基に信頼関係を作っていければと思っています。また、我々が廃棄物の不法投棄撤去作業を、今一生懸命やっている。それを行政さんと一緒にやっていきたいと思っていますのでよろしくお願いします。何かあったら本当に我々に言っていただければ、我々は全面的に協力していきたいというふうに思っています。災害廃棄物に関しましては、我々も環境省にいろいろな意見を出してきました。いろいろな通知で一般廃棄物である災害廃棄物を産業廃棄物処理業者が扱えるようなことにしていただいているのですが、完全ではないとも思っています。これらを踏まえて、行政の皆さんが我々に望むものはなにかをお聞きしていただきたいと思います。」と言葉がありました。

山本理事からは、「愛産協で災害廃棄物処理対策に関する特別委員会（以下「特別委員会」という。）の委員長をさせていただいております山本です。今、名古屋市、豊橋市のお話をいただいておりますけれども、愛産協としては、我々の主要な使命の一つとして災害廃棄物の処理に貢献することが、我々が背負っている使命だというふうに考えております。そうした中で、一つは、やっぱり初動が大事ですので、災害が起きてすぐ動けるようにするには普段から顔が見えるようにしておいて、初動でこうするということを把握しておくとか、決めておくというのは非常に大事だと思います。マニュアル化をし、さらにそのマニュアルが本当に実用に耐えるものかどうかというのを検証するためにリハーサルがあると、先日、名古屋市さんと洗堰で仮置場の設置運営訓練をやりましたけれども、やっておくことが、いざ災害が起きたときには非常に役に立つというふうに考えております。他の自治体の皆様とマニュアル作り、またリハーサルというのをぜひ進めさせていただきたいと思っております。我々は6支部がありますので、それぞれの支部が中心となりながら、特別委員会でそこをしっかりとバックアップするという体制は、こちらでは整えておりますので、お声がけいただければ、我々としても喜んで協力させていただきたいと思っておりますので、ぜひ引き続きご指導ご支援をよろしくお願いいたします。」と要望がありました。

中野副会長からは、「私から今回お伝えしたいことは、6番の『行政から産廃業者に対する要望や協力依頼について』です。何年も前から提案させていただいている案件ではありますが、過去ほとんどご意見を伺えたことがありませんでした。しかし、今回は各行政ご担当者様からご意見を言っていただき、大変ありがとうございました。何故、今までご要望やご意見が出てこなかったのか。これは私の推測ではありますが、行政側と業者側との関係性にあると思います。では、どの様

な関係性であるかと言いますと、指導する側と指導される側という関係性のみであるからです。この関係性は今後も変わりません。この関係性のみで終始すると、先ほども申し上げた通り、ご意見ご要望は出ないと思います。しかし、災害廃棄物問題もそうですが、冒頭、高木担当課長が言われましたサーキュラーエコノミーも含めて脱炭素に向けて行動を起こすには、お互い協力し合わなければ進めないと思います。そして、お互いの支援を含めた具体的な施策の議論は必要ではあると思います。しかし、「議論」も大切ではありますが、これからは「対話」を通してお互いを知ることが先ずは重要になってくると思います。もう一つの関係性を生んで育てるためには「対話」ではないでしょうか。特に災害廃棄物の処理問題などは、行政と業者そして、地元住民との「顔の見える関係性」という新たな関係性を育てることが大切であるということをご理解いただきたいと強く思っております。この意見に対して前向きな一言でも伺えましたら、嬉しいのと同時に明日からの活力になりますので、宜しく願いいたします。」と要望がありました。

愛知県からは、「皆様と面と向かい意見交換できる機会は少ないため、貴重な機会と思い本日は参加させていただいた。今後、取扱いの改正等に対し、県・事務所間で見解の相違が出ないように、県民事務所職員への研修を実施するなど、事業者からの相談に適正に対応できるよう努めたい。」と話がありました。

名古屋市からは、「繰り返しになりますが、いろんな関係性というのはそれぞれポジションという許認可権を持っている立場と受ける立場と役割が違う部分もあるのですが、それだけかというのと、そんなことはなく、例えば脱炭素とか資源循環やサーキュラーエコノミーの話もいろんな形でつながるといえるのか、顔の見える関係はやはり日頃から築いていかないといけなくて、やっぱり顔を見ながら話ができるというのは本当に貴重な機会だなと思いますし、こういった機会が増えていけばいいかな、と思っています。そういう関係を築いていけると、だんだん本音に近い部分で、リアルな課題も見えてくると思いますので、本当に今日はありがとうございました。」とお礼の言葉がありました。

豊橋市からは、「先ほど中野副会長からございましたが対話が大切ということは、本当に実感しているところで、東三河支部の支部長さんの方から今後意見交換を密にやっていきましようというお話をいただいておりますので、こちら知識不足、経験不足がございますので、一緒に学ばせていただこう、と考えております。ありがとうございます。」とお礼の言葉がありました。

岡崎市からは、「許認可という部分で指導をする側、される側という関係性も当然ありますし、

先ほど言った一緒の方向を見て協力し合ってやっていくという部分もあると思いますので、また今後ともこういった対面でのお話し合いも大切にしていきたいと考えております。ありがとうございます。」とお礼の言葉がありました。

一宮市からは、「一宮市は令和3年に中核市になり、産業廃棄物行政がまだ2年半しか経っておりません。そのため知識が十分ではなく、協会の皆様にご迷惑をおかけしておりますけれども、職員は頑張っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。また今日、このような場に3年目で3回目の参加になるのですけれども、やはり思いは一緒だと思います。廃棄物をよりよく処理したい。そのような意味では、行政と業者さん側と立場は違うのですけれども、やはりお互いがwinwinになるような関係となれば行政もより良くなっていくと思います。このような機会を今後も作っていただき、より良い関係を目指していただければと思います。ありがとうございます。」とお礼の言葉がありました。

豊田市からは、「最後になるとなかなか話すところがなくなってしまうのですけれども、私は3回目の廃棄物対策課になっています。1回目から2回目は9年空いたのですけれども、そのときに廃棄物処理法が大体20条ぐらい増えていて、かなり改正、改正が毎年のように行われていた時代だったのです。考えますと、今の職員が昔の不適正処理事案が横行していた時代を知らなくて、昔の通知を全く読んだことがないという職員が実は増えてきてしまっておりまして、何とかしないといけないなというふうに考えるところです。こういう愛産協さんの会員の皆様はそういうことではないと思うのです。けれども、間違った判断だとか、そういうこともたまにはすると思いますので、豊田市の場合はですけれども、保健所や事務所がなく、本庁で全部判断や申請対応等をやっておりますのでフットワークが軽いというふうに考えておりますので、何でも相談していただければ、と思います。」と要望がありました。

堀部専務理事からは、「いろいろご意見いただきましてありがとうございました。年に1回の懇談会でございますけれども、顔の見える関係だということで、これをきっかけにお話をする機会が増え、理解しあえればいいなと思っております。」と話がありました。

中野副会長からは、「皆様から貴重なご意見を多数いただき、感謝申し上げます。これからは、お互いが協力し合える『顔の見える関係性』を強化していきましょう。私たちも引き続き要望を出していきますし、行政からのご要望も聞かせてください。そうした中でこれから何が出来かを一緒に学んで行きたいと思っておりますので、宜しく願いいたします。本日は誠にありがとうございました。」とお礼の言葉があり、懇談会は終了しました。